リサイクル対策に関する政策評価 ~循環型社会の形成を目指して~

<評価の結果及び意見の通知>



【ポイント】

- 循環型社会の形成に関する政策についての**初めて総合的評価**。市町村の廃棄物処理の取組みについて**大規模な調査**
- 循環型社会形成推進基本計画に定める**マクロ目標については達成に向け進展**しつつあるが、**個々の分野では様々な課題**
- 〇 主な意見:循環型社会形成推進基本計画の見直しに際しての評価指標の追加(本資料P2、3)、一般廃棄物の発生抑制 (P4)、 循環資源の効率的な分別収集・再生利用の確保 (P5)、環境負荷の大きい一般廃棄物の適正な処理システムの確立

(P6) など

○ 平成19年8月10日、全府省に通知

背 景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会 活動により、廃棄物の最終処分場のひっ迫や環 境問題が発生
- 天然資源の消費抑制、環境負荷が低減される 循環型社会の形成が課題

評価の観点

循環型社会形成推進政策について、関係行政機 関による各種施策がどのような効果を上げている かなどの総合的な観点から評価

調査の対象

- 〇 全府省
- 〇 27都道府県
- 〇 565市区町村、196関係団体・事業者

政策効果の把握手法

調査対象機関に対する実地調査(平成18年4月~7月)及び関連資料の収集等により、目標の達成度合い及び各種指標の時系列変化等を分析

また、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析(ごみ処理量1t当たりごみ処理費用及び資源化量1t当たり資源化費用)

評価の対象

循環型社会の形成に関する9法律(注)及び循環型社会形成推進基本計画(平成15年閣議決定。以下「循環基本計画」という。)に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策(循環型社会形成推進政策)

- (注)·循環型社会形成推進基本法(循環基本法)
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
 - ・資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)
 - ・特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
 - ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

政策のスキーム

各種施策の取組

廃棄物等の発生抑制 (リデュース) 循環資源の再使用 (リユース) 循環資源の再生利用 (リサイクル)

廃棄物の適正処分

政策効果の発現

天然資源の消費抑制

環境負荷の低減 (注)

(注) 環境負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の 支障の原因となるおそれのあるもの

① 天然資源の消費抑制

目 標

○ 平成22年度の資源生産性(天然資源等投入量1 t 当たりの実質GDP額)を平成12年度比でおおむね4割向上 (平成12年度:28.1万円/t → 平成22年度:約39万円/t)

現状

- 〇 資源生産性はGDPの増加及び天然資源等投入量の減少により向上(平成16年度:33.6万円/t、平成12年度比で19.6%上昇)しており、これまでのところ一定の効果が発現(評価書P12)
- 〇 しかし、天然資源等投入量を種類別にみると、土石系資源は大幅に減少しているが、自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源は、近年、増加傾向を示し、使用量の抑制が進展していない (P12~13)

〈資源生産性の経年推移及び将来推計(当省推計)>

〈天然資源等投入量の経年推移〉

(単位:万t)

						· ·	年位・カモ/
× 区	年 度	平成 9	12	13	14	15	16
天	然資源等投入量	195, 100	191, 200	192, 600	185, 700	175, 500	169, 700
	(指数)	(100)	(98)	(99)	(95)	(90)	(87)
	土石系	109, 400	104, 800	109, 100	101, 100	89, 600	81, 700
	(指 数)	(100)	(96)	(100)	(92)	(82)	(75)
	化石燃料系	47, 100	48, 500	47, 500	48, 600	49, 900	51, 100
	(指 数)	(100)	(103)	(101)	(103)	(106)	(108)
	金属系	15, 800	16, 200	15, 400	15, 500	15, 900	16, 500
	(指 数)	(100)	(103)	(97)	(98)	(101)	(104)
	バイオマス系	22, 800	21, 700	20, 600	20, 500	20, 100	20, 400
	(指 数)	(100)	(95)	(90)	(90)	(88)	(89)

当省の意見

〇 関係府省は、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと

② 環境負荷の低減

目標

○ 平成22年度の廃棄物の最終処分量(埋立量)を平成12年度比でおおむね半減(平成12年度:5,551万 t → 平成22年度:約2,800万 t)

現状

○ 廃棄物の最終処分量(埋立量)は、再生利用の進展により年々減少(平成16年度:3,392万t、平成12年度比で38.9%減少)しており、これまでのところ一定の効果が発現(評価書P16~17)

ただし、近年、廃棄物の排出量は増加(平成14年度:44,743万t → 平成16年度:47,054万t) に転じ、また、今後、昭和40年代 以降の建築物が建て替え時期を迎え、建設廃棄物の排出量の増加(平成17年度:7,700万t → 平成32年度:10,265万t) が予測され ていることに留意が必要(P17、155~156)

〇 一方、平成17年度における廃棄物の処理(焼却、埋立て等)に起因する温室効果ガスの排出量は、平成2年比で29.5%と大幅に増加 (P18~19)



〇 関係府省は、循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと

③ 一般廃棄物の発生抑制

目 標

○ 平成17年度の一般廃棄物の排出量を平成9年度比で約4%削減(平成9年度:5,310万t → 平成17年度:5,100万t)

現状

- 〇 一般廃棄物の排出量は、目標未達成の状態で横ばい(平成17年度: 5, 273万 t)となっており、発生抑制の効果は不十分(評価書P40 \sim 41)
- 市町村の中には、ごみ処理の有料化を含め、多様な施策を組み合わせて、ごみの減量に成果を上げている例がみられる (P43~44)

〈市町村による家庭系ごみ減量化施策と1人1日当たりの 〈一般廃棄物の排出量の経年推移及び将来推計(当省推計)〉 家庭系ごみの減量効果(平成18年当省調査)> 調査対象:202市町村 (万t) (施策導入率) 6.000 ■実績値 ■推計値 ごみ処理の有料化 51.0% (目標)5,100 30.0% 5.0% ごみ非常事態宣言 5,500 5,310 ごみ減量化キャンペーンの実施 44.7% 23.3% (目標)4,900 35.6% 廃棄物減量等推進員の設置 5,000 51.5% 不用品交換の支援 エコショップ認定制度 16.2% 33.7% 4.500 42.6% 廃棄物減量等推進審議会の設置 25.2% アンケート調査の実施 41.2% 4,000 レジ袋対策の推進 38.5% 51.5% ごみ組成分析の実施 25.2% 31.3% 64.9% 3,500 33.5% 減量化目標値の設定 21.7% 79.7% 生ごみ処理機等購入助成制度の導入 28.8% 77.2% 17 18 ■10%以上の減少 □10%未満の減少 ■10%未満の増加 ■10%以上の増加 当省の意見

〇 関係府省は、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報提供を行うとともに、国民の意識向上及び 行動の促進を図るための普及・啓発を推進すること

④ 循環資源の効率的な分別収集・再生利用の確保

現状

〇 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品や容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象品目であるにもかかわらず、相当部分が分別収集・再生利用されることなく焼却や直接埋立等により廃棄されている品目がある(評価書P84~86、107~108、品目ごとの現況は下図のとおり)

〈市区町村による指定再利用促進製品の再資源化の現況(平成18年当省調査)〉

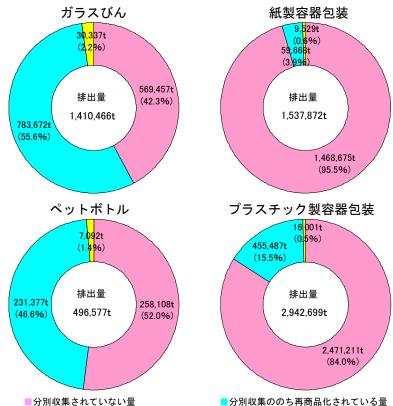
調査対象:565市区町村



□収集・処理していない市区町村 □収集ののち再資源化していない市区町村 □収集ののち再資源化している市区町村

(注) 上記品目は、指定再利用促進製品として密閉形蓄電池の取り外しの容易化等に取り組むことが 求められているもの

〈容器包装廃棄物の再商品化の現況(平成16年度)(当省推計)〉



■分別収集ののち再商品化されていない量

当省の意見

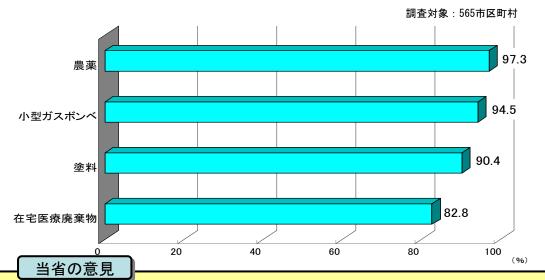
- 〇 関係府省は、関係法令の枠組みを活用すること等※により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること
 - ※ 容器包装リサイクル法に基づく広報活動や分別収集、廃棄物処理法に基づく広域認定など

⑤ 環境負荷の大きい一般廃棄物の適正処理システムの確立

現状

- 〇 一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理(収集・運搬・処分)の責任があるが、危険性、有害性等を理由 に、調査対象市区町村の半数以上が処理を行っていない品目は27品目に及んでいる(評価書P54~56)
- こうした品目について、市区町村では、専門の民間処理事業者等に引取りを依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているも のの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない

〈市区町村により収集が行われていない割合が高い一般廃棄物の例(平成18年当省調査)〉



<市区町村により収集が行われていない割合の 階層ごとの品目数(平成18年当省調査)>

調査対象:565市区町村、117品目

収集を行っていない 市町村の割合	品目数
50%以上	27
30%~50%	17
10%~30%	27
10%未満	46

- 〇 関係府省は、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物 (注) の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること
 - (注) 廃棄物処理法に基づき、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものとして環境大臣が指定するもの。市町村は、製造、加工、販売等を行う事業者に対し、必要な協力を求めることができる。現在、指定されている適正処理困難物は、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスの4品目

⑥ 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の適切性・透明性の確保

現状

〇 特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法の法定4品目)の再商品化等料金は、製造業者により再商品化の取組に差異がみられるに もかかわらず、各大手製造業者において同額に設定(評価書P127~129)(原価を上回らない、適正な排出を妨げない旨法律上規定)

< 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金 (平成19年4月) (大手製造業者の例)>

区分	再商品化等料金
エアコン	3,150 円
ブラウン管テレビ	2,835 円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830 円
洗濯機	2,520 円

〈製造業者のグループ別の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率 (平成17年度) (当省推計) >



(注) 製造業者は、AとBの2グループに集約し全国で家電リサイクルシステムを運営している。

当省の意見

- 〇 関係府省は、各製品の再商品化費用の内訳など、再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正 な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること
- ⑦ ペットボトル由来くずの国外流出への対応

現状

- 〇 アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源、特にペットボトル由来くずの国外流出が増加(当省推計) (P112~114)
- 国内のリサイクル体制への悪影響が懸念されているが、国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない

当省の意見

O 関係府省は、循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保する ために必要な取組を行うこと

⑧ 3 Rに関する実態の把握と取組目標の設定・見直し

現状

〇 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) に関して、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、3 Rを促進するための政策 手段や3 Rに関する目標が確立されていない分野がみられる (評価書P273~275)

当省の意見

- 〇 関係府省は、3 Rに関する実態を対象分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、3 Rを促進すること
- 〇 関係府省は、循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方などについて必要な見直しを行うこと

⑨ 環境物品等の調達の一層の推進

現状

- 〇 国等の機関の取組については、平成17年度の特定調達品目(国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)146品目のうち、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年環境省告示)に定める一定の基準を満たす物品等の調達率が95%以上の品目は135品目であり、特定調達品目全体の9割に達している(P179~181)
- 〇 地方公共団体の取組については、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模が小さい団体ほど低調 (P186~188)

当省の意見

〇 関係府省は、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な 措置を講ずること

市町村のごみ処理事業に関する費用分析

全国の市区町村等が一般廃棄物の処理に要した経費は2兆2,243億円(平成17年度)。このうち、ごみ処理事業経費における処理及び維持管理費は 増加又は横ばいの状況にあり、ごみ処理事業の効率化を推進することが重要な課題

市町村のごみ処理事業を対象に、平成14年度から16年度までのごみ処理事業の経費及びその内訳を調査し、ごみ処理量1 t 当たりごみ処理費用及び 資源化量1 t 当たり資源化費用を分析

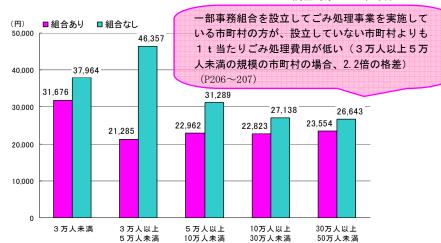
① 〈市町村の1 t 当たりごみ処理費用の分布(平成16年度)〉



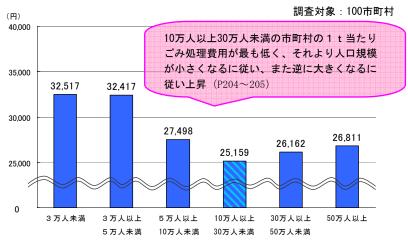
〈市町村の1 t 当たりごみ処理費用(平成16年度)

(一部事務組合の設立の有無の別) >





② 〈市町村の1 t 当たりごみ処理費用(平成14~16年度平均) (人口規模別) >



〈市町村の1t当たり資源化費用(平成14年~16年度平均)(人口規模別)>





政策評価の結果概要

関係項目	第3 1(2) 天然資源の	第3 1(3) 環境負荷の	第3 2(1) 循環基本法	第3 2(2) 廃棄物処理	第3 2(3) 資源有効利	第3 2(4) 容器包装リ	第3 2(5) 家電リサイ	第3 2(6)	第3 2(7) 建設リサイ	第3 2(8)	第3 2(9) グリーン購
意見	消費抑制	低減	旧球金グヤバム	法	用促進法	サイクル法	クル法	クル法	クル法	イクル法	入法
① 化石燃料系資源及び金属系資源の投入 量に係る指標等の検討と循環基本計画の 見直し	0										
② 廃棄物の処理に起因する温室効果ガス の排出量に係る指標等の検討と循環基本 計画の見直し		0									
③ 一般廃棄物の発生抑制に係る有効な取 組事例の収集・分析、情報提供及び普及・ 啓発の推進			0	0		0					
④ 関係法令の枠組みの活用等による循環 資源の効率的な分別収集・再生利用の確保				0	0	0	0				
⑤ 市町村と関連事業者等との連携の下に、 環境負荷の大きい一般廃棄物の適正な処 理システムの確立				0							
⑥ 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の設定根拠に関する情報公開の義務付け等による適切性・透明性の確保							0				
⑦ 循環資源の国外流出の実態の把握と我 が国における再生利用の安定的な実施の 確保						0					
⑧ 3 Rに関する実態の把握と取組目標の 設定・見直し			0	0	0	0	0	0	0	0	
⑨ 環境物品等の調達の取組が進展していない地方公共団体に対する支援											0

[本件連絡先]

総務省行政評価局 農林水産、環境担当評価監視官室

評価監視官: 吉武 久(内線9083)

総括評価監視調査官 : 田 口 美 孝 (内線2522)

電 話(直 通) 03-5253-5437~5439

(代表) 03-5253-5111

F A X 03-5253-5443

E — MAIL <u>kans2027@soumu.go.jp</u>

[調査担当部局]

行政評価局評価監視官 (農林水産、環境担当)

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州) 四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 18事務所(青森、岩手、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、

長野、石川、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、

佐賀、長崎、大分、宮崎)